

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)
B

設問1

第1. BはDに対し、甲土地の所有権に基づき妨害排除請求権としての正当な登記名義の回復を求める所有権移転登記手続請求をするものと考えられる。

* 1

5 1. 上記Bの主張が認められるには、① Bが甲土地を所有すること、② Dが甲土地の登記名義人であることを要する。

~~(1). 2002年6月30日、甲土地をAが所有しており、同日、Aは甲土地をBへ売却した(民法555条、176条)のであるから、甲土地の所有権はBへ移転する。(①充足)。現在、甲土地の登記名義人はDである(②充足)。~~

10 (2). したがって、Bの上記主張は認められるとも思える。

~~2. これに対しDは、自己が「第三者」(民 Aの相続人であるBから甲土地を譲り受け、その登記名義を具備したことにより~~

~~(1). Aは、2002年6月30日に甲土地を所有しており、同日、Aは甲土地をBへ売却した(民法555条、176条)、これをBへ引き渡している。~~

15 したがって、Bは、同日、所有の意思をもって甲土地の占有を開始したといえる。その後、Bは甲土地上に乙建物を建てて生活をしており、2022年6月30日(経過している)そこで、民法162条1項により、長期取得時効が完成したこととして、Bが甲土地所有権を取得する(①充足)。

* 2

よじ、甲土地の現在の登記名義人はDである(②充足)。

20 (2) したがって、Bの上記主張は認められるとも思える。

2. これに対しDは、民法177条に基づき、自己が甲土地の登記を具備したことにより甲土地の所有権を確定的に取得したとして、所有権喪失の抗弁を主張してBの請求を拒絶すると考えられる。

25 (1). 2002年6月30日、Aが甲土地を所有していた。2006年11月10日、Aが死し、その相続人であるCがAの権利義務を包括承継したことにより甲土地所有権はCに移転する(民法882条、890条、896条本号)。

よじ、2021年12月20日CD間における売買契約が成立し、これ

1 ページ
裏面へ

により D は甲土地所有権を取得した。

(2) 以上に基づき D は甲土地の登記を具備している。

そのため、D は B の請求を拒絶することができるとも思える。

3. しかし、D は、B の時効完成前に甲土地を譲受けた~~第三者~~者である

から、同条を根拠に自己の所有権を取得することができないと解される。

なぜなら、同条は、物権変動があったにもかかわらずその登記を怠

った者がこれにより不利益をうけるのもやむを得ないことから規定された

ものであるところ、時効により権利を取得した者について登記を具備

していなければならぬとすれば、時効完成のために登記の具備が

要求されることとなり、永続した事実状態を尊重するという時効制度の

趣旨に反する。また、~~時効完成前に~~土地を譲受ける者は、~~通常~~

土地の状態を調査してこれを譲り受けるのが通常であり、時効

を取得した権利者にとっては前主の地位を承継した者として実質的に

~~当事者と同視~~当事者と同視する関係にあるため、「第三者」にあたると

いえないからである。

第2. よって、D は B の請求を拒むことができない。

第1. 4問 (1).

1. C は E に対し~~丙~~土地所有権に基づき~~侵害~~返還請求権として、

丁建築物の収去と丙土地の明渡しを請求すると考えられる。

かかる請求が認められるには、① C が~~甲~~丙土地を所有すること、

② E が丙土地を占有していることを要する。

(1). 丙土地につき A が所有していたが、A の死亡により C が丙土地所
有権を相続により承継取得する (① 充足)。

(2). もっとも、丁建築物は E ではなく F の所有物であるから、E は丁建
物を所有することにより丙土地を占有しているとはいえない。

そのため、E に対し丁建築物の収去を求めることはできない。

(3). しかし、E は F に丙土地を使用させることを通じて丙土地を占有
しているといえるので、~~再~~ (② 充足) ので、丙土地明渡し請求は認め

られうる。

* 3

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

* 4

* 5

2. これに対し、Eは、AとEが事実上の夫婦関係にあったことから、Eは配偶者居住権(民法1028条1項)の規定が類推適用されるから、~~丙土地の占有権~~ 若しくは短期配偶者居住権(民法1037条1項)の規定が類推適用されるから、丙土地を占有する正当な権原を有すると反論することが考えられる。

しかし、内縁の夫婦においてこれらの規定は類推適用されないから、~~3. もっとも、Eは、被相続人Aの死後には相続人となり、A生前からEと同居して丙土地の管理処分をAから認め~~

Eの反論は認められない。

3. よって、Eは、丙土地の明渡しを拒むことはできないが、丁建築物の収夫のみ拒むことができる。

第2 909条(2)。

1. Cは、所有権に基づく返還請求権として、Fに対し丁建築物の収夫及び丙土地の明渡しを請求していると考えられる。

Cは、相続によりAから丙土地を承継取得し、Fは、丁建築物を丙土地上に所有してこれを占有している。

2. これに対しFは、Eから丙土地を借受けて賃貸した(民法601条)と主張して、丙土地の占有を正当な権原を有すると反論することが考えられる。

しかし、Eは丙土地を占有する正当な権原を有しておらず、このようなEとの賃貸借契約に基づく転借権を主張しても、正当な権原とはいえない。

3. よって、Eの反論は認められず、FはCの請求を拒むことができない。

以上

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

杉井英昭

1. 「正当な」ではなく「真正な」である。
2. 法律の効果を発生させるためには全ての要件を満たす必要がある。民法 162 条 I 項には、平穩・公然などの要件もあるので、これらを全て検討しなければならない。
3. 自分の言葉で説明されている点が良い。
4. わからないなりに考えようとする姿勢が見られることは好印象である。
5. 賃借権の時効取得に気が付かなかったことは残念である。

総評：

自分の頭で考えて表現しようとする姿勢が見られる点が好印象である。